構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成16年12月10日付け公示５の⑵に基づき経営規模、経営状況、技術力及び営業年数等を審査し、それらの状況が良好である場合に特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

⑵　独立行政法人労働者健康福祉機構における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　独立行政法人労働者健康福祉機構における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,050点）以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の総合評点が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,050点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　平成７年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる要件を全て満足する新営工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

特定建設工事共同企業体の代表者は、下記の㋐の条件を満たすこと。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、下記の㋑の条件を満たすこと。

㋐　建物用途　病院
　　構　　造　ＲＣ造又はＳＲＣ造
　　階　　数　地上５階建て以上
　　建物規模　延べ面積　15,000㎡以上

㋑　建物用途　病院、研究施設、庁舎又は事務所
　　構　　造　ＲＣ造又はＳＲＣ造
　　階　　数　地上３階建て以上
　　建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

⑺　建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建築工事業の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

⑻　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑼　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑽　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑾　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

５　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い４⑵の認定（４⑵の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、４⑵の認定を受けていない構成員が４⑵の認定を受けることが必要である。（当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していない場合は、競争に参加できないことがある。また、４⑵の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに４⑵の認定又は４⑵の一般競争参加資格がないとの認定（４⑵の独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。）

６　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「岡山労災病院新棟建築○○・○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

随意契約

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。

平成22年８月17日

支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長　梨田　和也

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第95号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　ＯＤＡ掲載情報集計システムの改修作業一式
２　随意契約の予定日　平成22年９月６日
３　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｄ「互換性」
４　随意契約を予定している相手方の名称
日立製作所㈱
５　担当部局　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省国際協力局開発協力企画室　近藤　光好　電話03―3580―3311　内線2573
６　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Improvement of ODA Statistical system, 1 set
⑶　Expected date of the contract award : September 6, 2010
⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : d “Interchangeability”
⑸　Contact point for the notice : Mitsuyoshi Kondo, Development Assistance Policy Planning Division, International Cooperation Bureau, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 ext. 2573

○第96号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量
2010年日本ＡＰＥＣクロスメディア広報事業の企画・実施業務　一式
２　随意契約の予定日　平成22年９月６日
３　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｂ「排他的権利の保護」
４　随意契約を予定している相手方の名称
㈱電通
５　担当部局　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房日本ＡＰＥＣ準備事務局　中島　　徹　電話03―3580―3311　内線4565
６　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 26
⑵　Nature and quantity of the services to be required : a set of APEC Japan 2010 Public Relations Cross Media Planning and Implementation Initiative
⑶　Expected date of the contract award : September 6, 2010
⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : b “Protection of Exclusive Rights”
⑸　Contact point for the notice : Toru Nakashima, Secretariat for the Japan APEC Meetings in 2010, Minister’s Secretariat, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 Ext. 4565